第五十五条の次に次の一条を加える。

（企画評価課の所掌事務）

第五十六条　企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する制度一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　科学技術に関する研究開発の評価一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

四　科学技術及び学術に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

五　科学技術及び学術に関する統計の作成に関すること。

六　科学技術の振興に関する年次報告に関すること。

七　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

八　独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関すること。

第六十条　削除

第六十一条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」を「五課及び参事官二人」に、「情報課」を「学術機関課」に、「学術研究助成課」を「基盤研究課」に改める。

第六十二条第二号中「及び他課」を「並びにライフサイエンス課及び参事官」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「他課」を「学術機関課、学術研究助成課及び参事官」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「及び他課」を「並びにライフサイエンス課及び参事官」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「及び他課」を「並びにライフサイエンス課及び参事官」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　科学技術に関する各分野の研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第六十三条第二号を削り、同条第三号中「前号に掲げるもののほか、」及び「並びに情報課」を削り、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　基盤的研究開発に関する事務のうち素粒子科学技術及び原子核科学技術に係るものに関すること。

第六十三条中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、同条第八号中「係る大学共同利用機関」の下に「及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が設置する大学共同利用機関」を加え、同号を同条第五号とし、同条第九号を同条第六号とする。

第六十四条　削除

第六十五条第四号中「及び他課」を「並びに基礎研究振興課、ライフサイエンス課及び参事官」に改める。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　削除

第六十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　放射線の医学的利用に関する研究開発に関すること。

第六十八条に次の一号を加える。

九　独立行政法人放射線医学総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

第六十九条を次のように改める。

（参事官の職務）

第六十九条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三　情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

五　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち情報システムに係るものに関すること。

六　科学技術に関する研究開発及び学術に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進に関すること。

七　大学の附属図書館その他の学術に関する図書施設に関すること。

八　基盤的研究開発に関する事務のうち情報科学技術及び物質・材料科学技術に係るものに関すること。

九　国立大学の附属図書館並びに大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する統計学及び数理科学に係る大学共同利用機関並びに情報学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

十　独立行政法人物質・材料研究機構の組織及び運営一般に関すること。

第七十六条第五号中「科学技術」の下に「（量子の研究に係るものを除く。）」を加え、「研究振興局及び」を削る。

第八十九条第一項中「法律の規定により置かれる施設等機関のほか、」を削り、同条第二項中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改める。

第九十一条の見出しを「（科学技術・学術政策研究所）」に改め、同条第一項中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改め、同項第三号中「科学技術」の下に「及び学術」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項を調査し、及び研究すること。

第九十一条第二項中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（科学技術・学術審議会令の一部改正）

第二条　科学技術・学術審議会令（平成十二年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条ただし書中「文部科学省科学技術・学術政策局計画官」を「文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課」に、「文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課」を「文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課」に改める。

（文部科学省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第三条　文部科学省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「文部科学省科学技術・学術政策局政策課」を「文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課」に改める。